

〔団体の概要〕（NGO/NPO用）

団 体 名	NPO 法人環境文明 2 1		
所在地	〒211－0006 川崎市中原区丸子通 1－665－201 TEL: 044－411－8455 FAX: 044－411－8977 E-mail: kanbun@neting.or.jp		
ホームページ	http://www.neting.or.jp/eco/kanbun/		
設立年月	1993 年 9 月 ＊認証年月日（法人団体のみ）1999 年 10 月 20 日		
代表者	加藤 三郎	担当者	松尾 和光
組 織	スタッフ 9 名（内 専従 1 名）		事務所 あり・ なし
	会員制度 （あり・ なし ）	正会員 569 名（内訳：個人 569 名 ／ 団体・法人 名） 賛助会員 120 名（内訳：個人 32 名 ／ 団体・法人 88 名） その他会員 7 名（学生会員）	
設立の経緯	当団体は、主要な環境問題が、経済、社会、ライフスタイルなど、いわば文明のあり方と密接に関係しているとの認識のもと、環境と文明の関係について幅広く調査研究し、わが国のみならず世界の環境の質の維持向上に資する新たな文明のあり方を探求することを目的として、平成 5 年 9 月に任意団体「21 世紀の環境と文明を考える会」として発足した。以降環境と文明の関係に関する調査研究、会報の発行、会員同士の交流会の開催、ワークショップの開催等の活動を行ってきた。NPO 法の施行に鑑み、NPO 法人化することとし、これを機に団体名を「環境文明 21」に改称。平成 11 年 10 月 20 日に神奈川県より NPO 法人（特定非営利活動法人環境文明二十一）として認証された。		
団体の目的	本会は、21 世紀において文明社会が健全に存続するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とする現代文明のあり方を根本から問い直し、環境負荷の少ない循環を基調とした社会を創造する必要があるとの観点から、環境問題に関する政策提言、調査研究、普及啓発、交流等に関する事業を行い、環境の保全に寄与することを目的とする。		
団体の活動 プロフィール	1993 年 9 月 1 日 発足。同年 10 月より会報『環境と文明』を毎月発行 1994 年 3 月 19 日 「環境と文明」に関する第 1 回ワークショップ（古河市） 1996 年 1 月 日米合同セミナー（ハワイ大学内）（以降、隔年で開催） 11 月 16 日 第 1 回全国交流大会（川崎市）（以降、毎年 1 回開催） 1997 年 3 月 15 日 ワークショップ「21 世紀のライフスタイルを考えよう」（武蔵野市） 12 月 20 日 『地球市民の心と知恵』を出版（中央法規出版） 1999 年 1 月 12 日 飲料自動販売機問題に関して条例モデルを発表 2000 年 6 月 4 日 シンポジウム「飲料自動販売機から見える環境問題」（渋谷） 12 月 NEC 環境アニュアルレポート作成支援業務 2001 年 6 月 9 日 他団体と「ストップ温暖化！ファミリーパレード」を実施（渋谷） 2002 年 1 月 11 日 持続可能な交通の実現に向けた 12 項目の提言を発表 （以上のほかにも、調査研究、政策提言、普及啓発活動を随時実施してきた。）		
財 政	活動事業費 （平成 13 年度）	20,055,488 円	

団体・企業名	NP0 法人 環境文明 21	担当者名 松尾和光
--------	----------------	-----------

〔政策提言の内容〕

＊政策分野・手段の番号は参考資料をもとにお書きください。

政策のテーマ	持続可能な交通の実現に向けた提言（８） 交通弱者のための交通手段の確保		
政策の分野	番号 ②	温暖化防止対策に関する制度	
政策の手段	番号 ①	国等の既存または新規の法律、条例など	
① 政策の目的			
地球温暖化や大気汚染、交通事故などの諸問題をかかえる持続可能でないクルマ社会―自動車に過度に依存した社会―を転換し、持続可能な交通を実現することを目的とする。			
② 提言を行うこととなった背景および現状の問題点			
地域の交通空白・不便地域を解消し、高齢者、障害者、小さい子どもを連れた人をはじめ全ての人が気軽に安全にまちに出られるようにするための手段の一つとして、「コミュニティバスの導入」を自治体は検討する価値があります。コミュニティ（地域社会）内の、既存バスサービスではカバーしきれない地域の人々のモビリティ（移動のしやすさ）の確保のため、市町村をはじめとした自治体が計画立案、初期投資負担、運行収支の赤字への補助金拠出などの形で運行支援するバスサービスを、日本では一般にコミュニティバスと呼んでいます。東京都武蔵野市のムーバスや石川県金沢市のふらっとバスなどが代表例です。			
③政策の概要			
- 自治体は、市民の真のニーズを掴み、本当にお客さんに乗ってもらえるようなシステムとルート設定をするように、住民への聞き取り調査をはじめとした十分な事前調査を行う必要がある。 - 政府は、補助金の一層の充実や自治体への情報提供等によって、自治体によるコミュニティバスなどの導入・運営を後押しする。			

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートをつけてください）

自治体による新規の条例整備または既存の条例の改正を行う。
また、政府は自治体によるコミュニティバスなどの導入・運営を後押しするための、補助金の一層の充実や自治体への情報提供等を進める制度を整備する。

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

主に自治体の実施主体となり、地元警察や国土交通省、NPO などの協力も得ること。また、上記提案を世論の理解を得るためには、NPO や環境派議員の働きかけや協力も重要。

⑥ 政策の実施により期待される効果

マイカーの代替交通手段としてコミュニティバスが利用されることにより、CO2 排出量の削減が期待できる。また、地域の交通空白・不便地域が解消され、高齢者、障害者、小さい子どもを連れた人をはじめ全ての人が気軽に安全にまちに出られるようになる。これにより、持続可能な交通体系の実現に一步近づく。

⑦ パンフレット等添付資料名

- ・環境文明 21、持続可能な交通の実現に向けた 12 項目の提言
- ・中村哲朗「利用者と自治体（地域）で支え合う公共交通―武蔵野市のムーバスの取り組みから―」『環境と文明ブックレット 6 持続可能な交通をめざして』